

平成 28 年度広報実施計画



目 次

1	大臣官房総務課	3
2	大臣官房会計課	5
3	大臣官房地方課	6
4	大臣官房国際課	8
5	大臣官房厚生科学課	9
6	大臣官房統計情報部	10
7	医政局	13
8	健康局	17
9	医薬・生活衛生局	21
10	医薬・生活衛生局食品安全部	29
11	労働基準局	32
12	職業安定局	34
13	職業能力開発局	38
14	雇用均等・児童家庭局	41
15	社会・援護局（社会）	44
16	社会・援護局（援護）	46
17	社会・援護局障害保健福祉部	51
18	老健局	53
19	保険局	55
20	年金局	56
21	政策統括官（社会保障担当）	60
22	政策統括官（労働担当）	63
23	中央労働委員会事務局	66

【大臣官房総務課】

施策・制度： 厚生労働省の広報に関する総合調整

担当係： 総務課広報室・分かりやすい広報指導室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働省の組織目標を達成するため、広報面で各局を支援・調整する。	厚生労働省の施策をより一層推進するため、厚生労働省に対する国民の信頼度を向上させる。	各施策が対象とする国民層	厚生労働省広報基本指針（平成24年3月6日広報戦略会議策定）に基づき、各部局に対して、「見やすさ」「わかりやすさ」「使いやすさ」の観点から必要な助言を行うとともに、利用者がより見やすく、使いやすいホームページとなるよう改善する。	ホームページ	随時	本省ホームページのアクセス件数を前年以上とする。	
		各施策が対象とする国民層	イベント、施策等について、Twitter、YouTube、USTREAMを活用して国民への情報提供を支援する。	Twitter、YouTube、USTREAM	随時	Twitter等の発信件数、フォロワー数を前年以上とする。	
		各施策が対象とする国民層（特に、子ども）	子どもたちに業務説明や省内見学等を行うことにより、親子のふれあいを深め、子どもたちが夏休みに広く社会を知る体験活動の機会として、「子ども霞が関見学デー」（文部科学省が主催）を企画・実施する。	イベント	7月	前年以上の入場者数を目指す。	
		報道機関	政務三役の会見について適切に対応する。	記者会見	随時		
		報道機関	報道発表資料について、必要に応じて口頭による説明を行う会見等を実施するように各部局と調整するとともに、分かりやすい、丁寧な説明を行うように徹底させる。	記者レク	随時		
		報道機関	適切な時期に記者発表できるように、記者クラブと調整を行う。	記者レク・資料配付	随時		

	報道機関	報道関係者を対象とした各部局による勉強会が積極的に開催されるよう調整する。	記者勉強会	随時		
	厚生労働行政モニター	厚生労働省の施策の中から、担当部局からの要望によりモニターに対しアンケート調査を実施するとともに、厚生労働行政モニターミーティングを年2回開催する。	アンケートや会議の実施	随時	モニターミーティングアンケートで70%以上の満足度を目指す。	
	内部組織	各部局に対して、毎年度の広報実施計画の作成を依頼する。 各部局における広報実施計画の実施状況をフォローアップするとともに、必要な助言等を行う。	前段：広報委員会等を通じて依頼 後段：打合せ等	下半期		
	内部組織	各部局に対し、有効な広報と考えられる手段の提案を行う。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		
	内部組織	各部局が作成する報道発表資料、パンフレット、資料等の作成に当たり、分かりやすい広報指導室が有効活用されるように、積極的に取り組む。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		
	内部組織	分かりやすい文書作成の意識の高揚を図るため、「分かりやすい文書作成推進月間」を設定し、各部局で文書のチェックを行うなどの取組を実践する。	各部局での文書のチェックなど	9月以降		
	内部組織	各部局の広報担当者に対して、取材を受けた場合には、取材対応等の記録、その記録の共有及び報道ぶりの確認を徹底させる。	広報委員会を通じた呼びかけ等	随時		
	職員	職員の意識改革と技能の向上を図るため、広報研修を実施する。	研修	7～3月		

【大臣官房会計課】

施策・制度：平成 29 年度予算概算要求及び平成 29 年度予算案

担当係：大臣官房会計課調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 29 年度予算 概算要求及び平 成 29 年度予算案 の周知・広報	厚生労働省の施策に ついて、予算面から も国民等の理解の促 進を図るため、社会 保障の充実・安定化 の内容を含め国民に 対し分かりやすく伝 える。	一般国民 報道関係者 地方自治体	平成 29 年度予算概算要求や平成 29 年度予算案の内容について、以下の 資料を作成し、ホームページへの掲 載や国会・関係機関等への配布、説 明等を通じて、厚生労働省の施策に ついて、広く周知する。 ①平成 29 年度予算概算要求の概要 及び主要事項 ②平成 29 年度予算案の概要及び主 要事項	ホームページ、 リーフレット	①8月 ②12月		

【大臣官房地方課】

施策・制度： 地方厚生（支）局が実施する広報戦略

担当係： 大臣官房地方課地方厚生局管理室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 28 年度の地方厚生（支）局組織の改編等（地域包括ケア推進課（仮称）の新設、地方分権に伴う業務の縮小等）に伴いホームページを改訂し、国民・事業者・地方自治体に的確な情報を提供するとともに、組織改編等による新たな組織の役割を広く地域に周知する。	地方厚生（支）局が担当する業務を適切に周知するとともに、組織改編等に伴い国民・事業者・地方自治体の来庁や、各種手続きに支障がないよう的確な情報提供を行う。特に、新たに開始する業務について、地域の高い認識を確保する。	一般国民 事業者 地方自治体	平成 28 年度の組織改編等に伴う所管課の追加及び所掌事務の変更について、各地方厚生（支）局のホームページの掲載内容を更新する。	ホームページ	4月	厚生（支）局（8か所）のホームページの更新・充実、パンフレット等の更新、事業年報作成、及び各ホームページへの掲載について、実施率を 100%にする。	

【大臣官房地方課】

施策・制度： 地方労働行政運営方針等の周知広報活動

担当係： 大臣官房地方課企画室 企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
地方労働行政運営方針、各都道府県労働局行政運営方針及びこれらに基づく施策等の周知・広報	都道府県労働局の実施する施策を推進するためには、国民の理解が必要である。都道府県労働局において、実施する施策やその成果を周知・広報し、国民からの理解を得る。	労働者、事業主、求人者、求職者、地方公共団体等	「平成 28 年度地方労働行政運営方針」を大臣官房地方課において策定し、ホームページに掲載・周知するとともに、これを受け都道府県労働局が策定する行政運営方針についても、各都道府県労働局ホームページに掲載・周知する。	ホームページ	4月	各都道府県労働局が策定した行政運営方針について、各都道府県労働局ホームページにおける掲載率を4月末までに 100%にすること。	
			都道府県労働局が策定する行政運営方針に基づく施策やその成果等について、都道府県労働局において、定期的な記者会見、記者との意見交換、説明会等の広報活動を通じ、情報発信を行う。	定例会見、記者会見、説明会等	随時	都道府県労働局が実施する労働行政の施策やその成果について、より多く報道で取り上げられること。	

【大臣官房国際課】

施策・制度：重要な国際会議等に関する広報

担当係：海外情報室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
情報発信の強化 外国政府及び海外の 関係者に対して厚生 労働行政施策の理解 を促進するため情報 を発信する	外国政府及び 海外の関係者	厚生労働省ホームページや厚生労 働白書の英語版の作成を行う。	ホームページ	適宜	厚生労働省の関 連施設見学会及 び施策ブリーフ ィングにおい て、アンケート を実施し、その 内容を次回に反 映する等、適切 な広報を実施す る。	6月 10月	
	在京海外プレ ス、在京大使 館員	厚生労働省の関連施設見学会及び 施策ブリーフィングを実施する。	説明会				

【大臣官房厚生科学課】

施策・制度：厚生労働科学研究

担当係：大臣官房厚生科学課庶務係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
行政政策研究、厚生科学基盤研究、疾病・障害対策研究及び健康安全確保総合研究の効果的な研究事業を実施するとともに研究成果を広く国民へ周知する。	厚生労働科学研究事業については、その成果が政策形成等において具体的にどのように寄与したのかが一般国民に分かりにくい。 研究課題設定のための意見聴取及び研究成果等について、広く、迅速に国民に公開することにより、厚生科学研究に関する適切な情報の提供及び研究課題の設定等について一層の促進となる。	一般国民、研究機関等	厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の概要を研究者から提出され次第、厚生労働科学研究データベースにより順次公開する。 厚生労働科学研究により前年度に実施した研究の研究報告書全文を厚生労働科学研究データベースにより公開する。 研究課題設定のためのパブリックコメントを実施する。	ホームページ	6月目途	ホームページのアクセス回数の対前年度比の増加。 ※（参考）厚生労働科学研究成果データベース閲覧システム 平成26年度（平成26年4月1日～平成27年3月31日）98,250アクセス	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課普及相談室普及係・企画課統計企画調整室、人口動態・保健社会統計課世帯統計室、雇用・賃金福祉統計課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査の円滑な実施	厚生労働統計調査の実施に関し、的確に情報提供を行い、調査の円滑な実施を図る。	自治体	厚生労働統計調査の実施に関し、各種会議の場を通じて各自治体に対し的確に実施内容の説明を行う。	会議等	平成 28 年4月～平成 29 年3月	自治体に対するアンケートの結果、「説明・資料がわかりやすかった」等と回答した割合が 80 %以上（平成 26 年度実績 86.4%）	
			厚生労働統計通信を発行する。	厚生労働統計通信	平成 28 年4月～平成 29 年3月	厚生労働統計通信を年 6 回発行する。	
	広報誌（月刊厚生労働）読者		統計調査の協力依頼等について、広報誌（月刊厚生労働）を通じて広報する。	広報誌（月刊厚生労働）	平成 28 年4月～平成 29 年3月	広報誌（月刊厚生労働）に統計調査の実施のお知らせを 10 件以上。（平成 27 年度実績 15 件）	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課統計企画調整室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計調査結果等 の周知	統計調査の実施に当たっては調査の対象となる個人や企業等の協力が不可欠であるため、公的統計が国民生活の向上にどのように役立っているのかなどについて国民の理解の促進を図る。	厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス利用者	「厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス」を通じ、 ・子ども向け統計学習サイト等を紹介するページ「統計について学ぼう（統計学習サイトのリンク集）」 ・統計データ・グラフフェアについて広報する。	厚生労働省ホームページ新着情報配信サービス	平成28年5月、10月	「統計グラフ全国コンクール」の応募時期、「統計の日」の時期に合わせて2回行う。	
		各調査対象者（一般国民、事業者）	統計調査（自治体向けを除く）の年度実施予定一覧を掲載する。	ホームページ	平成28年4月～	実施する統計調査を明確にし、調査対象者の不安を解消する。 事業者に対しては業務計画等の参考にしていただく。	

【大臣官房統計情報部】

施策・制度：厚生労働統計調査の推進

担当係：企画課審査解析室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
統計データの二次的利用の推進	統計データの二次的利用制度が整備されたことを踏まえ、当該制度について周知することにより、学術研究や高等教育における厚生労働統計の活用を支援する。	学術研究機関、高等教育等	二次的利用の趣旨等について理解を促すため、各種学会への積極的な参加を通じて広報するとともに、意見交換によりニーズを把握する。	学会の大会等	平成28年4月～平成29年3月	各種学会及び研究会等への積極的な参加、チラシの設置により、利用（委託）申出件数の増加を図る。 (平成26年度 申出件数実績： オーダー 4件 匿名 4件 計8件)	
			厚生労働省ホームページにおいて対象統計調査の画面に二次的利用のリンクを貼り、より多くの方の目につくように広報するとともに、これまでの提供・活用実績一覧を掲載する。	厚生労働省ホームページ	平成28年4月～	制度利用を検討している者への参考として提供・活用実績を公表することにより、利用（委託）申出件数の増加を図る。	

※二次的利用とは、次のことをいう。

- ① 申出者からの委託を受けて作成した統計（オーダーメード集計）結果の提供〔統計法第34条（委託による統計の作成）〕
- ② 被調査者の特定ができないように加工した調査票情報（匿名データ）を作成し、申出者へ提供〔統計法第35条、36条（匿名データの作成、提供）〕

【医政局】

施策・制度：美容医療サービスに情報提供の適正化等

担当係：医政局総務課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>美容医療サービスに関する消費者トラブルが発生し続いていることを踏まえ、情報提供の適正化等を図る。</p> <p>※平成 27 年 7 月 7 日に消費者委員会より「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」がなされ、当該建議では、厚生労働省に対し（1）医療機関ホームページの情報提供の適正化（2）事前説明・同意の適正化（3）苦情相談情報の活用を求めている。</p>	<p>①医療機関に対して広報を行うことにより、医療機関のホームページ及び美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの適正化を目指す。</p> <p>②国民や患者に対して、美容医療サービス等の自由診療を受ける際に、注意すべき事項などについて注意喚起を行う。</p>	<p>医療機関</p> <p>国民や患者</p>	<p>当省がこれまで実施した関係通知の周知を行い、医療機関（特に美容医療サービス等の自由診療を実施する医療機関）におけるホームページ及びインフォームド・コンセントの適正化を求める。</p> <p>国民や患者への情報提供、広報資料のあり方について研究が平成 28 年度に開始され、研究の成果は平成 29 年 5 月末にとりまとめの予定であり、平成 29 年 6 月までに研究結果を踏まえたパンフレット等の広報用資料を作成し、美容医療サービス等の自由診療を受ける際の注意点等の周知を行う。</p>	<p>医療機関向け 広報誌等</p> <p>厚生労働科学研究費補助金にて研究を実施</p>	<p>7 月、12 月</p> <p>平成 29 年 6 月以降</p>	<p>消費者トラブル発生状況の目安となる全国消費生活情報ネットワーク・システム (PIO-NET) * に登録される美容医療サービスの相談件数を減少させる（平成 26 年度は 2602 件）。</p> <p>※国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積しているデータベース</p>	

【医政局】

施策・制度： 必要な医療人材の確保

担当係：医政局医事課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
医師確保対策の一環として、女性医師支援の普及推進を図る。	<p>現在、医学部生の約3分の1が女性となっており、今後、女性医師がますます活躍することが期待される。</p> <p>一方、妊娠・出産等によりキャリアを中断せざるを得ない場合があり、女性医師が働き続けやすい環境の整備が課題となっている。</p> <p>このため、女性医師支援の様々な取り組みが広く活用されるよう、女性医師支援の普及推進を図る。</p>	医療関係者、各都道府県	<p>【女性医師バンクの普及】 女性医師バンクにおいて、再就業を希望する女性医師の就職相談及び就業あっせん等を行う。</p> <p>【女性医師支援のためのセミナー開催】 病院管理者、女性医師、研修医等を対象に、就業継続できるよう、多様な女性医師像の提示や就業環境改善等に関するセミナーなどを実施する。</p>	ホームページ、パンフレット、セミナー 等	随時	ホームページアクセス回数を前年度以上とする。 http://www.med.or.jp/joseiishi/index.html	
		医療関係者、各都道府県	<p>【地域で普及可能な女性医師支援策の普及】 「女性医師キャリア支援モデル推進医療機関」として選定された医療機関において、モデルを作成し、地域の医療機関への普及推進を行う。</p>	ホームページ、ワークショップ、シンポジウム 等	時期未定	シンポジウム等を2回以上開催し、合計100人程度の受講者を目指す。	

【医政局】

施策・制度： ジェネリック医薬品の使用促進

担当係： 経済課後発医薬品使用促進専門官

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
政府では、患者負担の軽減や医療保険財政の改善の観点からジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ※平成 27 年 6 月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針 2015」において、ジェネリック医薬品の数量シェアを「平成 29 年央に 70% 以上とするとともに、平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80% 以上とする」という新たな目標が定められた。	医療関係者の中には、ジェネリック医薬品の品質や安定供給について不安を感じている者がおり、一般国民においては、使い慣れた医薬品からのジェネリック医薬品に変更することに不安がある。このため、医療関係者におけるジェネリック医薬品の品質や安定供給に対する信頼性を向上させるとともに、一般国民が安心してジェネリック医薬品を使用することができるよう、積極的な情報提供に努める。	都道府県協議会で決定 医療関係者 一般国民	都道府県に設置している「後発医薬品安心使用促進協議会」等において、地域の特性を踏まえたジェネリック医薬品の使用促進のため、セミナーの開催や広報活動を行う。 広告会社に委託して既存の動画等を改善し、医療関係者や国民が安心してジェネリック医薬品を使用することができるよう、わかりやすい情報を提供する。 医療機関や都道府県等におけるジェネリック医薬品の使用促進に有効な方策を調査し、都道府県等を通じて情報提供を行う。 ポスター、リーフレット、ジェネリック医薬品希望シールを作成し、都道府県や文部科学省管下の大学医学部、薬学部、大学附属病院等に送付する。また、ホームページに公開して、希望者に直接送付する。	都道府県協議会で決定 デジタルサイネージ広告等 ホームページ ポスター、リーフレット、シール	都道府県協議会で決定 通年 3月 通年	調剤医療費のジェネリック医薬品の数量シェアを前年度の数値以上にする。 (参考) 平成 27 年 10 月時点の調剤医療費のジェネリック医薬品の数量シェア : 59.7%	

		<p>ジェネリック医薬品の普及率が低い都道府県において、医療関係者や一般国民を対象としたセミナーを開催し、参加者のジェネリック医薬品に対する理解の向上を図る。</p>	セミナー	10月、2月	
		<p>政府広報を活用し、一般国民にジェネリック医薬品について分かりやすく解説する。</p>	ホームページ、新聞、テレビCM等	通年	
		<p>国立高度専門医療研究センターや国立病院機構、都道府県が作成している汎用品リスト・採用基準の最新情報を提供する。</p>	ホームページ	通年	
		<p>ジェネリック医薬品メーカーが作成する「安定供給体制等に関する情報」の作成を促すとともに、各メーカーへのリンク情報を更新する。</p>	ホームページ	通年	
		<p>「ジェネリック医薬品品質検討会」が公表する、ジェネリック医薬品の品質確認検査や品質に関する情報を提供する。</p>	ホームページ	通年	
		<p>関係団体や都道府県、後期高齢者医療広域連合、市町村国保課等に対し、ジェネリック医薬品に関する調査結果や当省ホームページの更新の最新情報を提供する。</p>	メール	適時	

【健康局】

施策・制度：肝炎総合対策の推進

担当係：がん・疾病対策課肝炎対策推進室肝炎対策指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
肝炎は、感染者が300万人以上いると推定される国内最大級の感染症であり、肝硬変・肝がんへと重症化する疾患であることから、肝炎の克服に向けて肝炎対策を総合的に推進する。	肝炎に関する正しい知識がまだ十分に国民に浸透していないことから、肝炎に関する広報をより一層推進し、肝炎の感染予防、早期発見・早期治療の促進を図る。	一般国民（特に若年層を想定）	<p>マスメディア等を活用した効果的な広報戦略を実施する。</p> <p>日本肝炎デー等における普及啓発イベントを実施する。</p> <p>肝炎に関心のある著名人を活用した情報発信を実施する。</p>	<p>テレビ、ラジオ、新聞、雑誌やホームページ等</p> <p>イベント等</p> <p>ホームページ等</p>	<p>通年</p> <p>日本肝炎デー（7月28日）等を予定</p> <p>通年</p>	<p>国民及び参加企業へ肝炎総合対策及び広報内容に係る認知度調査を行うとともに、施策のホームページへのアクセス件数等を分析し、広報の評価、課題の把握及び効果検証を実施する（平成26年度アクセス件数は78,649件（26年7月～平成27年3月。ユニークユーザ数）。</p> <p>自治体が実施する肝炎ウイルス検査の受検者数及び肝炎医療費助成の受給者数を前年度比で増加させる。</p>	

【健康局】

施策・制度：臓器提供意思表示の促進

担当係：難病対策課移植医療対策推進室臓器移植係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の臓器移植 に関する理解を 深めるとともに、 臓器提供に関する 意思表示を促進する。	平成 22 年 7 月の改 正臓器移植法施行 後、脳死下臓器提供 件数は徐々に増加し てきているが、家族 承諾による提供が多 く、本人の意思表示 による臓器提供は増 加していない。(平成 25 年の世論調査で は、意思表示を記入 している者の割合は 法改正前よりも増加 しているが、それでも 12.6%に留まっている。)	一般国民	<p>10 月の臓器移植普及推進月間や同 月 16 日の「グリーンリボン DAY」に 合わせ、日本臓器移植ネットワーク と協力し、臓器移植に関する知識や 制度についての一般的な情報を周 知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「臓器移植推進国民大会」の開催 ・政府広報の活用 ・Twitter の活用（推進月間の実施 や国民大会の開催の他、2か月に 1 回程度、臓器移植に関するツイ ートを行う。） ・地下鉄の駅などのスペースを活用 した PR 広告の掲出 ・中学生向け（※）のパンフレットの 作成 <p>（※）臓器提供の意思表示が可能と なる年齢が 15 歳からであるため、 中学 3 年生を対象とした普及啓発 パンフレットを作成している。</p>	ホームページ、 Twitter、イベ ント、パンフレ ット等	6 月以降 (Twitter について は通年で 実施)	日本臓器移植ネ ットワーク臓器 提供意思登録シ ステム現登録者 数の増加（平成 27 年末時点の登 録者数：132,085 人）	

			た、自動車教習所やタクシー会社と協力して普及啓発活動を実施 ・健康保険証の裏面に意思表示欄が設けられていることから、健康保険証発行者にリーフレットを配布、また、薬局と協力して普及啓発活動を実施			
--	--	--	---	--	--	--

【健康局】

施策・制度：スマート・ライフ・プロジェクト（SLP）

担当係：健康課健康指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
企業・団体・自治体と連携して国民への普及啓発に取組み、健康日本21（第二次）の基本的な方向である健康寿命の更なる延伸を図る。	SLP参画数は、順調に増加している。引き続き、認知度の向上に努めるとともに、企業等の参画を促す取組が必要である。	一般国民	毎年5月31日（世界禁煙デー）からの1週間を禁煙週間と定め、喫煙による健康影響を周知し、禁煙及び受動喫煙の防止に関する普及啓発を行う。	イベント、ポスター、ホームページ、Twitter	5月31日～6月6日	【一般国民】禁煙デーや健康増進普及月間の認知度の向上を目指す。ホームページの閲覧数について、前年度実績を上回る（平成26年度127,749件）。	
			健康増進普及月間に向けて、ポスターを作成し、都道府県等を通じて周知を行う。	ポスター、ホームページ、Twitter	9月		
	SLP参画企業等		「健康寿命をのばそう！アワード」において、生活習慣病予防・重症化予防などに向けた優れた取組を表彰し、表彰した取組を全国へ発信する。	イベント、冊子、SLPホームページ	11月	【SLP参画企業】大企業及び地方の企業等の参画を推進し300社以上の新規参画を目指す。（H26年度 519社）	

【医薬・生活衛生局】

施策・制度：安全で有効な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の患者への提供

担当係：審査管理課、医療機器・再生医療等製品担当参事官室、総務課、医薬品副作用被害対策室、安全対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
革新的な医薬品、医療機器及び再生医療等製品の早期実用化を推進するとともに、かかりつけ薬剤師・薬局の推進や国民、医療関係者等への啓発を通じて、医薬品等の適正使用や安全性・有効性を確保する。 併せて、医薬品等による健康被害に遭われた方に對して迅速な救済を図る。	革新的医薬品の早期実用化のためには、製薬関係者等が承認審査に関する各種相談等の施策・取組を十分理解・活用いただくことが必要。 そのため、製薬関係者等に対して、医療イノベーションに向けた医薬品審査行政の動向に関する情報を発信する。	製薬関係者等	製薬団体等が開催する講演会等に職員を派遣し、講演等を実施することにより、革新的医薬品の早期実用化に資する各種施策・取組の理解の向上を図る。	講演会等	随時	より多くの講演会等へ職員を派遣し、革新的医薬品の早期実用化に資する各種施策・取組を周知する。	
	革新的医療機器及び再生医療等製品の早期実用化のためには、開発企業等が承認審査に関する各種相談等の施策・取組を十分理解・活用いただくことが必要。 そのため、医療機器及び再生医療等製品の開発企業等に対し、医療イノベーシ	医療機器及び再生医療等製品の開発企業等	医療機器及び再生医療等製品の開発企業等が開催する講演会等に職員を派遣し、講演等を実施することにより、革新的医療機器及び再生医療等製品の早期実用化に資する各種施策・取組の理解の向上を図る。	講演会等	随時	より多くの講演会等へ職員を派遣し、革新的医療機器及び再生医療等製品の早期実用化に資する各種施策・取組を周知する。	

	ヨンに向けた審査行政の動向に関する情報を発信する。					
	医薬品等の適正使用については国民や医療関係者の理解が十分とは言えない現状がある。 そのため、かかりつけ薬剤師・薬局を推進するとともに、国民や医療関係者に対して適正使用に関する普及啓発や安全対策に係る制度の周知、理解の促進を図る。	一般国民 医療関係者	医薬品を正しく使用することの大切さ、そのためにかかりつけ薬剤師・薬局が果たす役割の大切さを周知することを目的とする「薬と健康の週間」について、厚生労働省ホームページや政府広報等の媒体を活用した啓発・宣伝を行うとともに、都道府県や関係団体等にポスター・リーフレットを配布する。	ホームページ、Twitter、ポスター、リーフレット	10月	①厚生労働省ホームページ上の医薬品等の適正使用に係るページ（おくすりe情報、一般用医薬品の販売サイト一覧）のアクセス数を前年度以上とする（平成26年度実績 25,021回）。 ②平成27年3月にリニューアルされた医薬品医療機器総合機構の安全対策業務に係るホームページを通じて適正使用の推進等を図る。
			厚生労働省ホームページにかかりつけ薬剤師・薬局の推進や医薬品等の適正使用に係る取組について掲載する（分かりやすいページとなるよう改善する）。	ホームページ	随時	
			かかりつけ薬剤師・薬局の必要性や医薬品等の適正使用に関する分かりやすいリーフレットを作成し、関係団体や子ども霞が関見学デー等のイベントで配布する。	ポスター、リーフレット	8～10月	
			広報誌（月刊「厚生労働」）の特集コーナーにおいて、かかりつけ薬剤師・薬局の機能等を明確化した「患者のための薬局ビジョン」の内容を紹介する。	広報誌	5月	

被害救済制度に関する認知度が低い。 そのため、国民、医療関係者等への制度の周知、理解の促進を図る。		薬と健康の週間（10/17～23）で配布するリーフレットに救済制度に関する記述を掲載。	リーフレット	10月	いて医療関係者の理解を深め、国民が健康被害を受けた「いざというとき」に医師や薬剤師に相談することで確実な制度の利用に結びつける。	
		医療関係者に対し、医薬品・医療機器等安全性情報報告制度啓発ポスターを配布する際に、救済制度のリーフレットを同封し配布。	リーフレット	3月		
		中学3年生に配布する教材に救済制度に関する記述を掲載。	パンフレット	4月		
平成24年9月に、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求期限の延長（法施行後5年（H25.1.15）→法施行後10年（H30.1.15））などの法改正が行われた。 できるだけ多くの人を救済できるよう、給付金支給の仕組み等について、国民・医療関係者等への周知を図る。	一般国民 医療関係者	厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構のホームページに給付金支給の仕組み等を掲載。	ホームページ	随時	特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」の対象となり得る人に請求手続等を知りいただく。	
		厚生労働省及び医薬品医療機器総合機構に電話相談窓口を設置し質問等に応対。	ホームページ、電話窓口	随時		

【医薬・生活衛生局】

施策・制度：危険ドラッグ対策等の薬物乱用防止

担当係：監視指導・麻薬対策課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品の危険性についての注意啓発を行うとともに、関連する規制・制度を周知することで、薬物乱用を防止する。	危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品の危険性及び関連する規制・制度について国民の理解が十分とは言えない現状がある。	一般国民（特に若年者） 医療関係者	個人輸入される無承認医薬品や危険ドラッグ等による健康被害の情報などを収集するために、平成24年度から実施しているホットライン（コールセンター）及びこれらの情報を広報啓発ホームページへ掲載する業務を通じて、消費者等に対する注意啓発を行う。	ホットライン 及びホームページ	随時	薬物乱用防止について、国民一人一人（特に訪問事業の参加者（のべ10万人以上を目標）やSNSの閲覧者（のべ10万人以上を目標）等の若年者の理解を深め、薬物乱用の根絶を図る。	
	そのため、危険ドラッグ等の薬物乱用や無承認医薬品等に関する情報を一元的に収集し、国民への注意啓発を徹底するとともに、危険ドラッグ等の薬物の危険性や現状、関連する規制・制度の周知を図る。		ポスター、リーフレット等の啓発資材を作成し、関係機関での活用を通して注意啓発を行う。	ポスター及び リーフレット	1～3月頃		
			不正大麻・けし撲滅運動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動の実施と併せて、ポスター・リーフレットを作成・配布し、薬物乱用防止に対する国民の認識を高める。	ホームページ、 ポスター、リーフレット	5～6月、6～7月、10～11月		
			青少年、保護者、高校卒業予定者を対象に薬物乱用防止啓発読本を作成・配布し、薬物乱用防止に関する正しい知識の普及や薬物乱用の状況等について、普及・啓発する。	リーフレット	11～3月頃		

			薬物乱用防止啓発訪問事業として、教育機関等の要請に応じて、薬物乱用防止の専門家を講師として派遣し、普及啓発を図るとともに、SNS等を活用して情報発信を行う。	講師の派遣、Twitter、Facebook 等	随時		
--	--	--	--	--------------------------	----	--	--

【医療・生活衛生局】

施策・制度：献血の推進

担当係：血液対策課献血推進係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
献血の推進	将来の献血基盤となる若年層に、いかに献血の知識等を浸透させることができるかが課題となっている。	地方自治体、ボランティア組織	<意見交換の機会の積極的な設定> 血液関係ブロック会議や献血推進運動中央連絡協議会において、学生献血推進ボランティアの方も交えた形で地方自治体等と意見交換を行う。	会議	5～6月 10月	【一般国民】 ①模擬献血に参加した人へのアンケートにより評価。参加した子が、大きくなったら本当の献血をしてみたいと思う割合を60%以上とする（平成27年度実績53%）。	
	そのため、若年層を中心に献血の正しい知識や必要性について普及啓発を行い、献血に対する理解を促進する。	一般国民（特に若年者）	<国民のニーズ、情報を共有する仕組み> ①「はたちの献血」キャンペーンを通じて、報道機関の理解を促す。 ②毎年度策定する「献血の推進に関する計画」に対し、パブリックコメントを募集する。	ホームページ、テレビやラジオCM（日赤）	1～2月 1～2月	【一般国民】 ②テキストを配布した高校の教師へのアンケートにより評価。献血への関心が高まった高校の割合を45%以上とする（平成27年度実績48%）。	
		一般国民（特に若年者）	<分かりやすい情報の提供> ① 政府広報、月刊「厚生労働」や厚生労働省のTwitterを活用し、国民に周知を図る。 ② 「子ども霞が関見学デー」において、模擬献血を通じて、献血に触れ合う機会を提供する。	ホームページ、リーフレット、Twitter	7月 1～2月 8月		

		<p>③ 高校生向けテキスト「けんけつ HOP STEP JUMP」を作成し、全国の高校2年生向けに配布を行う。</p>		3月	
	都道府県の血液事業担当者等	<p><情報提供のための手法と技術の向上>平成27年度厚生労働科学研究事業の研究成果である、献血に関する世代ごとの効果的な広報戦略等について、都道府県の血液事業担当者等に情報提供し、献血に関する広報への活用を図る。</p>	事業報告書、会議	5月	

【医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部】

施策・制度：生活衛生・食品安全に関する施策

担当係：医薬食品局食品安全部企画情報課リスクコミュニケーション係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
科学的知見に基づいて食品等の安全を確保し、国民の健康と豊かな食生活に資する。	食品等による危害の予防のため、消費者・事業者等の協力が必要である。 科学的な知見に基づく適正な安全対策を行うとともに、国民の安心感を高めるために、消費者・事業者等の理解の向上を図る。	一般国民（消費者等）、事業者等	<p>1 意見交換の機会の積極的な設定 ア 食品の安全確保に関する国民の理解を深めるとともに、意見・要望を把握するために意見交換会を開催する。 ①食品中の放射性物質対策 ②輸入食品の安全確保対策 ③その他のテーマ</p> <p>イ 関係府省、地方自治体等が開催する食品安全等に関する意見交換会に、職員を講師として派遣する。</p>	意見交換会	ア ①地方自治体等の要望を踏まえ隨時 ②1月 ③隨時 イ 随時	意見交換会参加者に対してアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を70%以上とする。	
消費者の生活衛生・食品安全への理解を深めるとともに、事業者等に食品安全に関する規制等を周知し、食品を通じた危害の発生を防ぐことが必要である。 食品安全等に関する施策についての透明性を向上するとともに、国民の意見を反映する機会を設け、行政への信頼を高め			<p>2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み 意見交換会でのアンケートや、食品安全モニター報告、電話などで寄せられたご意見等により、国民の食品安全に関する意見・要望を把握する。</p> <p>3 国民への迅速で分かりやすい情報提供 ①大規模な食中毒事件など、国民が不安に感じる事件が発生した際には、迅速に適切な情報提供を行う ②食品等に関する制度の変更などがあった際には、消費者の立場に立って、分かりやすく情報提供を</p>	アンケート、電話等	随時	—	

することが必要である。 生活衛生・食品安全に関する施策についての透明性を向上するとともに、国民の意見を反映する機会を設け、行政への信頼を高める。		行う ③食中毒の予防など、食品の安全確保等のために消費者が行うべき対策について、分かりやすく情報提供を行う ④食品の安全確保等のために国や自治体が行っている対策などについて、分かりやすく情報提供を行う ⑤食品中の放射性物質の検査結果や対策について、情報提供する		る時期に 重点的に 実施)	
	事業者等	4 事業者等への情報提供 ①食品等に関する制度の変更や、規格・基準の設定等を行った際に、分かりやすく周知する ②食中毒の予防など、食品の安全確保等のために広く事業者の協力を要する事項については、周知・注意喚起を行う	ホームページ、報道発表資料、リーフレット、政府広報等	随時	—
	地方自治体職員	5 情報提供を行う関係者の育成 地方自治体においても、国民に周知する必要があるため、地方自治体職員を対象とした講習会等を開催し、自治体担当者の理解を深める	講習会	随時	講習会参加者にアンケートを実施し、内容を理解した方の割合を80%以上とする。
	海外向け	6 海外向けの情報提供 ①食品等に関する制度の変更、規格・基準の設定等を行った際や健康危害情報があった場合に、すみやかに情報提供を行う ②食品中の放射性物質の検査結果等について、情報提供を行う	ホームページ、大使館等	随時	—

		—	7 情報提供のための手法と技術の向上 厚生労働科学研究等により、より効果的な周知の方法等について研究を行う	—	年度内	—	
--	--	---	--	---	-----	---	--

【労働基準局】

施策・制度：働き方改革

担当係：労働条件政策課働き方・休み方改善係、勤労者生活課企画第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働者の心身の健康の保持増進、仕事と生活の調和、女性の活躍推進等の観点から、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、適正な労働条件下でのテレワークの普及など、「働き方改革」を進めていくことが求められている。 このため、企業の働き方改革が円滑に実施されるよう、支援策について周知する。	「働き方改革」は、企業経営者、労働者、地方自治体等の意識改革が必要であることから、「働き方改革」に対する社会全体の気運づくりや、働き方改革に取り組む企業に対する支援について周知する必要がある。	働き方・休み方改革を実施しようとする企業の人事担当者等	「働き方・休み方改善ポータルサイト」において、働き方改革に取り組む企業の取組事例の紹介や、「働き方・休み方改善指標」による企業診断を行う。	ポータルサイト、人事労務メールマガジン	随時	ポータルサイトの閲覧数を年間60,000件以上とする。	
	テレワークは、場所にとらわれない働き方であり、自宅などの私的な空間で仕事に従事することから、労務管理上のルールを周知する必要がある。	テレワークを導入または導入しようとする企業の人事担当者等	セミナーの開催により、テレワーク実施時の労務管理の注意点等の周知、テレワーク導入企業の紹介等を行う。	セミナー、ホームページ、人事労務メールマガジン	随時	セミナーのアンケートにおいて「在宅勤務ガイドラインの内容を理解した」との回答を8割以上とする。	

【労働基準局】

施策・制度：円滑な無期転換の促進

担当係：労働条件政策課労働条件確保改善対策室労働条件改善係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働者申込みにより無期労働契約に転換させる仕組み（無期転換ルール）については、平成30年度以降、多くの労働者に無期転換申込権が発生することから、制度の周知を図り、円滑な無期転換を促進する必要がある。	<p>「無期転換ルール」は本邦初のルールであり、引き続き重点的な周知が必要であることから（※）、特に中小企業を中心にそのルールの内容や意義について労使に十分浸透させることが必要。</p> <p>（※）約4割の企業では改正内容を分からぬとし、約4分の1の企業で対応方針が未定という状況である（平成27年9月時点）</p>	事業主 (中小企業を中心)	<ul style="list-style-type: none"> ・労働局・労働基準監督署・公共職業安定所におけるリーフレットの配布を通じた周知 ・無期転換制度を先行的に導入した企業の好事例を厚生労働省ホームページで紹介 ・セミナーにおける制度の周知と個別相談を行う体制の整備 ・無期転換制度の導入の手引きをまとめたハンドブックの作成と周知 	リーフレット、ホームページ、セミナー、コンサルティング（委託事業）、人事労務メールマガジン、ハンドブック	4月以降	<p>企業へのアンケート調査を行い、改正内容について知っているという回答を80%以上の回答者から得る（参考：平成27年度59%）</p> <p>厚生労働行政モニターに対してアンケートを実施して、この一年間で改正内容を把握したとの回答を70%以上の回答者から得る。（参考：平成27年度54%）</p>	
		労働者	(上記方策については、事業主側のみならず労働者に対しても実施予定)	リーフレット、ホームページ、セミナー、ホームページ、人事労務メールマガジン	随時		

【職業安定局】

施策・制度：若者の活躍推進

担当係：派遣・有期労働対策部企画課 若年者雇用対策室 若年者雇用対策係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずる「若者雇用促進法」が平成27年10月から施行されている。</p> <p>同法に関する制度について周知・広報を行うことでその取組を推進する。</p>	<p>「若者雇用促進法」においては、①若者の適職選択に資するよう、職場情報を提供する仕組みの創設、②一定の労働関係法令違反の求人者について、ハローワークで新卒求人を受理しないこと、③若者の雇用管理が優良な中小企業について、認定制度の創設などの内容を盛り込んでいる。</p> <p>これらの取組の実施に当たっては、事業主をはじめ広く関係者に理解され、社会全体の機運を醸成することが重要である。</p>	<p>事業主、経済団体、職業紹介事業者、募集情報提供事業者、新卒者、都道府県、学校等</p>	<p>若者雇用促進法における職場情報の提供、求人不受理、認定企業の各制度についてホームページなど各種媒体により周知する。</p> <p>若者雇用促進法を周知するポスターを作成し、労働局、安定所、学校等の関係機関に配付する。</p> <p>若者雇用促進法における職場情報の提供、求人不受理、認定企業の各制度についてリーフレットにより学校等への出張相談、求人開拓時等の機会を活用し、周知する。</p> <p>事業主、学校等に対して個別に説明会を開催し、各種制度についての周知と理解を図る。</p>	<p>ホームページ、メルマガ、Twitter</p> <p>ポスター</p> <p>リーフレット</p> <p>説明会、リーフレット</p>	<p>4月～</p> <p>4月～</p> <p>4月～</p> <p>4月～</p>	<p>施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること。</p>	

【職業安定局】

施策・制度：生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備

担当係：高齢者雇用対策課 高齢者雇用企画係／雇用開発部 雇用開発企画課 産業対策係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
企業における高齢者の雇用の促進、高年齢求職者の再就職の支援等、生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備を図る。	高年齢者の働きやすい環境整備を行った事業主への助成である高年齢者雇用安定助成金について、平成28年度より拡充が行われる。また、全国の主要ハローワークに設置された高年齢者の専門相談窓口について、「生涯現役支援窓口」として平成28度から見直しが行われる。これらについて、より多くの企業・求職者に積極的に周知を行い、効果的に制度を活用していただけるよう努める。	一般国民（高年齢求職者等）、事業主	制度内容について、ホームページや政府広報や雑誌（月刊「厚生労働」）、メルマガ（「人事労務マガジン」）等、様々な媒体を通じ、幅広い対象者に情報を発信する。	ホームページ、政府広報、メルマガ、雑誌等	4月～	施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること。	
		事業主	都道府県労働局の担当者が事業主に対して制度の周知を行う際、高障求機構の作成した高年齢者雇用安定助成金のリーフレットを利用する。	リーフレット	リーフレット完成後		
生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備の一環として、平成28年度より「生涯現役起業支援助成金」の創設を予定している。実施に当たっては、	事業主等	事業主等	生涯現役起業支援助成金について、分かりやすくホームページに掲載する。	ホームページ	4月～	施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること。	
		事業主等	リーフレットやパンフレットを作成し、都道府県労働局やハローワーク等を通じて、特に、起業して間もない、これから労働者の雇い入れを	リーフレット・パンフレット	4月～		

	これから起業する者や、起業して間もない事業主等に制度内容を十分に周知・浸透させ、制度の活用を促進する。		行うことが見込まれる事業主や事業主団体を対象に、重点的に周知する。			
	事業主等	人事労務マガジンを活用して、広く企業の人事担当者に周知する。		メルマガ	随時	

【職業安定局】

施策・制度：正社員転換・待遇改善実現プラン

担当係：派遣・有期労働対策部 企画課 企画法令係、雇用対策係、政策調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
「正社員転換・待遇改善実現プラン」等に基づく非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の推進	<p>非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるため、平成28年1月に今後5か年の「正社員転換・待遇改善実現プラン」を策定したところ。</p> <p>当該プランに基づく各種取組を強力に推進するため、プランの内容の周知に努めるとともに、正社員転換等に関する施策の周知について、重点的に行う必要がある。</p> <p>また、「ニッポン一億総活躍プラン」においても「非正規雇用労働者の待遇改善は、待ったなしの重要課題である」とされているところ。</p>	<p>一般国民</p> <p>事業主等</p> <p>事業主等</p>	<p>「正社員転換・待遇改善実現プラン」においては、本省のプランの内容を参考に各労働局にて「地域プラン」を策定し、地域の実状等に応じたきめ細かな対策を講じていくこととしているため、「地域プラン」について、リンクをホームページに掲載し、各地での取組について周知を行う。</p> <p>キャリアアップ助成金について、改正内容を記載したリーフレットやパンフレットを作成し、労働局やハローワーク等を通じて、特に非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組むことが見込まれる事業主や事業主団体を対象に、重点的に周知する。</p> <p>「多様な正社員」の普及・拡大を図るため、全国主要地域でシンポジウムを開催するとともに、労働局において、非正規雇用労働者の正社員転換等の取組促進のための事業主向けセミナーを実施する。</p>	<p>ホームページ</p> <p>リーフレット・パンフレット</p> <p>ホームページ、セミナー、シンポジウム</p>	<p>4月～</p> <p>リーフ 4月～ パンフ 4月～</p> <p>4月～</p>	<p>施策の認知度について、オンラインアンケートを実施し、下半期が上半期を上回ること</p>	

【職業能力開発局】

施策・制度：教育訓練給付（指定講座）

担当係：キャリア形成支援課中長期的キャリア形成支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
教育訓練給付のうち特に、専門実践教育訓練について、制度の利用促進のため、受講及び受給を希望する個人に対し、指定講座の周知を行い、制度の利用促進を行うとともに、制度利用者のニーズに応じ各地域にて受講が可能となるように講座整備を行う。	受講及び受給を希望する個人に対し制度及び指定講座の周知を行い、制度の利用促進を行う。 また、専門実践教育訓練の指定講座については、地域や分野によるばらつきが大きいという実態がある。 指定対象となりうる講座を有する教育訓練施設（専門学校、大学等）に対して制度周知を行い、講座指定申請を促進する。	一般国民 一般国民、教育訓練施設 教育訓練施設	教育訓練施設が受講及び受給を希望する者に対し、より効果的・効率的な周知が可能となるように、厚生労働省にて定めている指定講座の広告・募集に係るルールの見直し（適正化）、また、教育訓練施設が活用できる広報素材（広報の雛型、活用事例等）の提供について検討を行う。 厚生労働省の広報誌やホームページ、教育訓練給付制度講座検索システム等を活用し、教育訓練給付制度について、活用事例等を用いて分かりやすい説明、指定講座の周知を行う。 関係業界団体等の広報誌、資格スクール情報誌等に教育訓練給付制度について記事の掲載を依頼し、制度の周知を図る。	教育訓練施設のホームページ等 月刊厚生労働、厚生労働省ホームページ、教育訓練給付制度講座検索システム等 業界団体広報誌、資格スクール情報誌 女性のライフスタイル情報誌等 関係業界団体等の制度説明会等	4月以降 随時 4月以降 複数回 随時 随時	教育訓練給付制度講座検索システムのホームページアクセス数が平成27年度実績を上回ることを目標とする。 (参考：26年度実績年間約438,000件)	

【職業能力開発局】

施策・制度：求職者支援訓練

担当係：職業能力開発局能力開発課訓練企画室求職者支援訓練企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
求職者支援訓練 の制度の周知	平成 23 年度から求 職者支援訓練の周知 を図っているが、「内 容を含めてよく知っ ている」とした回答 は 33.5%（平成 27 年厚生労働省調査に による）にとどまり、 認知度の向上が課題 となっている。求職 者支援訓練が必要な 求職者が訓練受講に つながるよう、引き 続き、制度の周知を 図る。	求職者、事業 主等	ハローワーク等を活用した周知を行 うほか、厚労省ホームページによ り、求職者支援訓練の内容をわかり やすく周知する。	厚生労働省ホ ームページ等	随時	求職者支援制度 のホームページ アクセス数が前 年度を上回ること を目標とす る。	
			厚生労働省の広報誌を活用し、求職 者支援制度について、活用事例等を 用いて分かりやすく周知を行う。	月刊厚生労働			
			関係業界団体の制度説明会等の場 において、求職者支援制度について 周知を行う。	関係業界団体 等の制度説明 会等			

【職業能力開発局】

施策・制度：地域若者サポートステーション

担当係：キャリア形成支援課若年労働者対策係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
ニート等の若者の職業的自立を支援するため、全国160か所に「地域若者サポートステーション（サポステ）」を設置し、一人一人に応じた専門的な相談やコミュニケーション訓練、職場体験等を実施する。	サポステ事業の認知度は13.2%（平成25年度厚生労働省調査による）にとどまり、認知度の向上が課題となっている。このため、ニート等の若者の特性を踏まえ、サポステ事業の周知・広報を効率的・効果的に実施することで一人でも多くのニート等の若者が職業的自立を図れるようにする。	一般国民 (支援対象者、保護者等)	<p>訴求力があるポスター及びパンフレットを作成し、地方公共団体等の関係機関に配布する。</p> <p>サポステ事業を端的に表したキャッチコピーを作成し、インターネットバナー広告などを活用して、広く一般に向けて訴求する。</p> <p>サポステの情報を掲載するウェブサイト「サポートステーションネット」の充実（各サポステからの発信力を高めるなど）</p>	<p>ポスター、パンフレット等</p> <p>インターネットバナー広告、新聞等</p> <p>ホームページ</p>	<p>8月～</p> <p>8月～</p> <p>28年度速やかに</p>	地域若者サポートステーションの認知度を平成27年度調査時点よりも上げる。	

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度：児童虐待防止対策

担当係：総務課虐待防止対策推進室調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考						
児童虐待の発生 予防から早期発見・早期対応の体制を充実する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待により、幼い子どもが心身に深い傷を負うことはあってはならないことであり、社会全体で解決すべき課題である。 ○ このため、国民に対し児童虐待の理解を浸透させ、児童相談所や市町村の窓口への連絡・相談を促進させる必要がある。 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">一般国民、関係機関・各種団体</td> <td style="width: 50%;">児童虐待問題に关心のある国民、関係機関・各種団体</td> </tr> </table>	一般国民、関係機関・各種団体	児童虐待問題に关心のある国民、関係機関・各種団体	<p>ポスター・リーフレット等を作成し、自治体や関係団体などへ配布する。併せて、平成27年7月から3桁番号の運用を開始した「児童相談所全国共通ダイヤル」(189)の周知を行う。</p> <p>「子どもの虐待防止推進全国フォーラム」を開催し、児童虐待問題に対するより一層の理解促進を図る。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">政府広報、ポスター・リーフレット・ホームページ、Twitter等</td> <td style="width: 50%;">ホームページ等</td> </tr> </table>	政府広報、ポスター・リーフレット・ホームページ、Twitter等	ホームページ等	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">通年 (児童虐待防止推進月間である11月に集中的に実施する)</td> <td style="width: 50%;">11月</td> </tr> </table>	通年 (児童虐待防止推進月間である11月に集中的に実施する)	11月	<p>フォーラム参加者数を会場定員の8割以上とする。</p> <p>フォーラム参加者に対してアンケートを実施し、虐待に対する理解度について「理解した」または「やや理解した」と回答した割合が8割以上になるようにする。</p>	
一般国民、関係機関・各種団体	児童虐待問題に关心のある国民、関係機関・各種団体												
政府広報、ポスター・リーフレット・ホームページ、Twitter等	ホームページ等												
通年 (児童虐待防止推進月間である11月に集中的に実施する)	11月												

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度：女性の活躍推進

担当係：雇用均等政策課企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成28年4月に全面施行された「女性活躍推進法」の周知啓発及び着実な履行の確保をもって、更なる女性の活躍を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性活躍推進法では常時雇用する労働者が301人以上の事業主は一般事業主行動計画の策定等が義務付けられている。また、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対する認定制度が創設された。 ○ このため、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について周知・徹底を図るとともに、認定に向けた働きかけを行う必要がある。 	<p>事業主等</p> <p>事業主・労働者をはじめとする一般国民</p>	<p>女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出や情報公表等について、あらゆる機会をとらえ周知する。なお、周知に当たっては、一般事業主行動計画の策定を支援する「行動計画策定支援ツール」の活用や、女性の活躍推進企業データベースの活用を促す。</p> <p>広く一般国民に対して女性活躍推進法の周知を行うほか、主に就職活動中の方等を対象に女性の活躍推進企業データベースの活用を推進する。</p>	<p>パンフレット、リーフレット、ホームページ、メールマガジン等</p> <p>ホームページ等</p>	通年	女性の活躍推進企業データベース掲載企業数を4,000件以上とする。	

【雇用均等・児童家庭局】

施策・制度：改正育児・介護休業法の周知

担当係：職業家庭両立課企画係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成29年1月1日から施行される「改正育児・介護休業法」の円滑な施行を目指し、周知を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度と、介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度等を整備するため、育児・介護休業法が改正された。 ○ 改正法に沿った規定整備等を進めてもらうため、改正の趣旨・内容をより多くの事業主に伝える必要がある。 ○ 法に基づいて利用できる制度が増えたり、要件が緩和される等の情報をより多くの労働者に伝える必要がある。 	事業主・労働者	育児・介護休業法の改正点を解説したパンフレット、リーフレットや改正を伝えるポスターを作成し、重点的に、事業主・労働者に対して周知を図る。	ポスター・パンフレット・リーフレット	5月	説明会参加者に対してアンケートを実施し、改正内容の理解度について「よく理解できた」「理解できた」と回答した割合が9割以上になるようにする。	
		事業主	都道府県労働局において説明会を開催し、改正内容について周知を図る。	説明会	9月以降		
		事業主・労働者	休業中の経済的支援などテーマごとのパンフレット、リーフレットを作成し、周知を図る。	パンフレット・リーフレット	11月		

【社会・援護局】

施策・制度：介護の日・福祉人材確保重点実施期間

担当係：社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
福祉・介護やそこに携わる従事者についての国民の理解と認識を深め、そのイメージの向上を図り、地域における福祉・介護人材の「すそ野の拡大」と人材を育む環境の構築を推進する。	福祉・介護に関わる機会のない方を含め、国民一人ひとりが介護についての理解と認識を深める機会を提供する。	地方自治体及び福祉・介護関係団体	「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について周知し、積極的な啓発活動の実施を依頼する。	会議、通知	9月～11月	福祉人材確保重点実施期間における地方自治体及び福祉・介護関係団体が実施する取組の増加	
			各都道府県の介護人材確保担当者を集めた「介護人材確保地域戦略会議」において、自治体、民間セクターの先進的事例を紹介し、各都道府県での積極的な広報を依頼する。	会議、通知	7月～11月		
			福祉人材センターで開催される介護の日関連イベントと都道府県労働局、ハローワークで計画される「介護就職デイ」が連携し、相互の取組が周知・広報されるよう強力関係を構築する。	会議、通知	9月～11月		
	一般国民		ホームページに「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」について掲載する。また、地方自治体や関係団体が「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に開催するイベント等を集約し、ホームページに掲載する。	ホームページ	9月～11月		
			「介護の日・福祉人材確保重点実施期間」に関係団体が開催するイベント等において、挨拶・後援や後援名義の承認などにより、一般の方々への理解促進を支援する。	イベント等	10月～11月		
			厚生労働省とタイアップした介護を題材とした映画「つむぐもの」等を紹介することにより、一般の方々への理解促進を支援する。	イベント等	未定		

【社会・援護局】

施策・制度：年金生活者等支援臨時福祉給付金及び平成28年度簡素な給付措置

担当係：社会・援護局総務課簡素な給付措置支給業務室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
「一億総活躍」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい高齢者等を支援するため、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する。 消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対し、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）を支給する。	申請に基づき支給する給付金について、広く支給対象者に支給できるよう、支給対象者を始めとする一般国民に対し制度の周知及び理解を図るとともに、支給対象者に対し申請等の適切な手続きの支援を行う。	支給対象者を始めとする一般国民	○制度の周知と理解の促進 複数メディアを活用して、給付金の支給が行われることを周知する。	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット、ポスター、チラシ	平成28年3月～	給付金の支給対象者等がより多くの広報媒体と接触できることにより、より多くの支給対象者に申請してもらう。	

【社会・援護局】

施策・制度：戦中・戦後の労苦の継承

担当係：援護企画課施設指導係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦傷病者、戦没者 遺族等の援護を 図り、一般国民と ともに平和を祈 念する①	8月15日の「戦没者 を追悼し平和を祈念 する日」(昭和57年 4月13日閣議決定) の趣旨及び同日に実 施する全国戦没者追 悼式を広く国民に周 知し、一般国民とと もに平和を祈念す る。	一般国民	8月15日の「戦没者を追悼し平和 を祈念する日」の趣旨及び同日に実 施する全国戦没者追悼式について 政府広報、報道発表資料等を活用し て周知するとともに、各府省庁、省 内内部部局、各都道府県及び関係団 体にも周知徹底を依頼する。	政府広報、報道 発表資料、厚生 労働省ホームページ等	7月～ 8月	「戦没者を追悼 し平和を記念す る日」(昭和57 年4月13日閣議 決定)の趣旨を 広く国民に周知 し、全国戦没者 追悼式を滞りな く実施する。	
○昭和館、しょうけい館 より多くの方に戦中・戦後の国民生活 上の労苦及び戦傷病者とその家族が体験 した労苦を伝えられるよう、昭和館、し ょうけい館への来館促進を図る。			一般国民向けに昭和館・しょうけい 館のポスター・リーフレットを作成 し、都道府県等を通じて配布を行 う。	ポスター・リー フレット	5月、3 月	より多くの方々 に戦中・戦後の 国民生活上の労 苦及び戦傷病者 とその家族が体 験した労苦を伝 えられるよう、 来館者数の対前 年度比増を目標 とする。 (参考) 平成27年度来館 者数(平成28年 1月まで) ・昭和館 470,702人 ・しょうけい館 129,752人	
			広報誌(月刊厚生労働)、記者発表 資料等を通じて、春夏に行われる昭 和館・しょうけい館の特別企画展等 についてお知らせする。	広報誌、記者発 表資料等	7月、3 月		
			厚生労働省ホームページに昭和館、 しょうけい館のホームページへの リンクを設ける。	ホームページ	通年		

施策・制度：戦没者の慰霊追悼

担当係：事業課事業推進室事業第一係、事業第二係、事業第三係、調査第二係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦傷病者、戦没者遺族等の援護を図り、一般国民とともに平和を祈念する②	戦傷病者、戦没者遺族だけでなく、一般国民に慰霊追悼等の実施について、広く周知するほか、事業実施に協力してもらう必要がある。	戦没者の遺族等	<ul style="list-style-type: none"> ・各自治体に対し慰霊追悼計画について情報提供し、広報を依頼する。 ・厚生労働省ホームページで、慰霊追悼計画などを掲載する。 ・慰霊追悼の参加遺族にアンケートを実施する。 	通知 ホームページ アンケート用紙	4月 隨時 派遣ごと	慰霊追悼の募集定員の定数を満たす。 巡拝参加遺族アンケートで周知方法についての「満足した」との回答を85%の回答者から得る。	
	民間団体等が海外に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、建立後、歳月の経過とともに、建立者が不明になったこと等により、その維持管理が困難になっているものがあるので、その建立者に関する情報提供を求める。併せて、国が実施する「民間建立慰霊碑等整理事業」について更なる制度の周知を行う。	戦没者の遺族等	海外民間建立慰霊碑等のうち、調査の結果、管理状況が良好でなく、建立者等が不明のものについて、リストをホームページに掲載する。	ホームページ	情報が得られ次第	建立者またはその関係者に対する慰霊碑の適切な維持管理を促す。	

	戦没者の個人名が記載された遺留品について、インターネットオークションなどに出品された場合、御遺族の心情を害することもあるため、取扱いに困っている場合は国に照会するよう呼びかけを行う。	戦没者の遺族等	遺留品をインターネットオークションなどに出品している者等に対し注意喚起とともに、遺留品の処分等の取扱いに困っている場合は国へ照会してもらうため、ホームページ利用者がアクセスしやすい環境を作るとともに、問い合わせ先等の掲載を行う。	ホームページ	通年	半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス件数の増を目指す。	
--	---	---------	--	--------	----	------------------------------	--

施策・制度：戦傷病者等の妻に対する特別給付金の請求促進

担当係：援護・業務課給付係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成 28 年改正法（予定）による戦傷病者等の妻に対する特別給付金について、受給対象者の請求促進を図る。	3 年間の請求期間内に受給対象者が請求を行うよう広報を行う。	受給対象者	受給対象者に対し、氏名、住所等を印字した請求書類等を送付する。	個別に郵送	5 月	平成 28 年度においては、受給対象者（約 3 千人の見込み）の約 7 割からの請求を受け付ける。	
			受給者向けのリーフレットを作成し、都道府県または市区町村の請求窓口において配布する。	リーフレット	4 月～		
			厚生労働省ホームページに制度の概要を掲載する。	ホームページ	4 月～		

施策・制度：旧ソ連抑留中死亡者等に係る取組

担当係：事業課事業推進室事業第二係、援護・業務課調査資料室調査係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
遺族が高齢化する中、旧ソ連抑留中死亡者に係る事業の取組について、幅広く関係者にお知らせすることに重点を置いた事業	旧ソ連抑留中死亡者に係る遺骨収集帰還等慰靈事業への関心が薄れる中、一般国民に同事業の現況を伝えるとともに、高齢化等により現地に赴くことができない遺族等のために、埋葬地情報の幅広い提供を目指す。 併せて、ロシア連邦政府等から提供された抑留者資料に関する情報についての提供を目指す。	旧ソ連抑留中死亡者の遺族等	<p>ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿に埋葬地ごとの遺骨収容数を記載するとともに、主な埋葬地の所在地、写真等を公開する。</p> <p>ホームページで公表されている旧ソ連抑留中死亡者名簿を更新する（新規特定者の追加）。</p> <p>ホームページで公表されている資料未提供者名簿を更新する（特定済情報の付加）。</p> <p>ホームページに掲載されている2万1千人名簿を更新する（特定済情報の付加）。遺族・照会者向けに、露側資料の概要、書かれている内容、露語筆記体の読み方（氏名を読むため）等を紹介する。</p>	ホームページ	情報が得られ次第	半期ごとにアクセス数を集計し、アクセス数の増を目指す。	

施策・制度：旧陸海軍の軍歴照会に係る取組

担当係：援護・業務課調査資料室資料第一、二、三係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
遺族を始め関係者が高齢化する中、先の大戦の記憶を風化させることなく次の世代へ継承していくことの重要性が高まっている。このため次世代への継承に重点をおいた事業を実施する。	旧陸海軍から引き継がれた人事関係資料等に基づいた軍歴照会等について、広く関係遺族等への周知を行う。	旧陸海軍人本人またはその遺族（旧ソ連抑留者を含む）	ホームページに掲載されている軍歴証明等発行の業務について、旧陸海軍軍人等に係る軍歴照会や資料の提供に応じてることを周知し、申請方法（必要書類等）や申請様式を明示する。	ホームページ	通年	利用者の利便性を図る。	

施策・制度：中国残留邦人等への支援

担当係：援護企画課中国残留邦人等支援室自立援護係・地域支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
戦争を経験していない若年層も含めた国民が、中国残留邦人等に対する理解を深め、中国残留邦人等が地域社会の一員として安心して暮らせるよう普及啓発するとともに、中国残留邦人等が帰国前に経験した労苦や帰国後に直面した困難を次世代に語り継ぐ。	中国残留邦人等の苦難と現状について、一般国民の理解が十分に得られていないことから、普及啓発事業においては、地域住民や若年層の参加を目指す。さらに、次世代へ語り継ぐための語り部を育成する。	一般国民	全国7ブロックごとに、拠点施設として設置している中国帰国者支援・交流センターにおいて、中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業（講演会）を実施する。さらに首都圏中国帰国者支援・交流センターにおいて語り部を育成し、将来の支援者育成に繋げる。 各普及啓発事業（講演会）のポスター・リーフレットを作成し、関係機関等に配付する。	講演会 ポスター・リーフレット	年7回 随時	各普及啓発事業（講演会）での参加者数を会場座席数の80%以上とする。 各普及啓発事業（講演会）参加者に対してアンケートを実施し、中国残留邦人等に対する関心と理解を深めたとの回答を回答者の80%以上のかから得る。	
			中国残留邦人等への支援策について、ホームページで分かりやすく解説する。	ホームページ	随時		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：身体障害者補助犬の普及・啓発

担当係：企画課 自立支援振興室 社会参加支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
身体障害者補助 犬の普及・啓発	身体障害者補助犬法 の施行から13年が 経過しているが受け 入れ拒否が絶えない 等、法律の認知が低 いため、法律への理 解を広めて、補助犬 とそのユーザーの受 け入れを促進する。	地方公共団 体等	身体障害者補助犬受入マニュアル をホームページに掲載するととも に、都道府県等担当部局に周知す る。法律の概要をまとめたリーフレ ット等を広く配布する。	ホームペー ジ・リーフレッ ト・ステッカー	4月～	補助犬ホームページのPV数につ いて前年比増。	
		医療機関・関 係団体等	身体障害者補助犬受入マニュアル をホームページに掲載し周知する とともに、リーフレット等を広く配 布する。	ホームペー ジ・リーフレッ ト・ステッカー	4月～		
		国民	補助犬法施行日および障害者週間 にあわせて普及啓発イベントを実 施する。その際にもリーフレット等 を積極的に配布する。	セミナー・ホー ムページ・リーフレット・ステッカ ー等	9月・12 月		

【社会・援護局障害保健福祉部】

施策・制度：世界自閉症啓発デー2016～2017

担当係：障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害者支援係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
自閉症を含めた 発達障害に対する 普及啓発	一般国民において は、自閉症を含めた 発達障害に対する理 解が十分にされてい ない。 2007年12月に国連 総会において毎年4 月2日を「世界自閉 症啓発デー」とする ことが決議されたの を契機に、我が国に おいても、毎年4月 2日から4月8日までを 「発達障害啓発 週間」と定め、自閉 症をはじめとする発 達障害について正し い知識の浸透を図る とともに、社会全体 の理解が進むよう普 及啓発活動を行う。	一般国民	ブルーライトアップイベント 2016 を行う。 世界自閉症啓発デー2016に寄せて、 国連事務総長及び厚生労働大臣等 のメッセージを発出する。 世界自閉症啓発デー2016 シンポジ ウムを行う。 一般国民に向けてポスター・リーフ レット・チラシを都道府県、各関係 団体を通じ配布、掲示を行う。 突き出し広告等を用いて、自閉症を はじめとする発達障害についての 正しい知識の浸透及び「世界自閉症 啓発デー」関連の啓発イベントの周 知を図る政府広報を行う。 世界自閉症啓発デー2017に関する 各自治体の取り組みについてとり まとめ、世界自閉症啓発デー日本実 行委員会のホームページにて公表 する。	東京タワー ホームページ シンポジウム ポスター リーフレット チラシ 新聞等 ホームページ	4月 4月 4月 2月、3 月 3月 3月	発達障害情報・ 支援センターホ ームページの PV 数が前年度を上 回る。	

【老健局】

施策・制度：認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

担当係：総務課認知症施策推進室企画調整係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを、普及・啓発等を通じて改めて社会全体として確認していく。	認知症の人の視点に立って認知症への社会の理解を深める必要がある。 認知症に関する正しい知識と理解を持つ認知症サポーターを数多く養成することを目指しているが、そのためには認知症サポーター養成の取組について広く周知する必要がある。	一般国民 地方自治体 一般国民 地方自治体等	広告等を通じて、認知症の人が自らの言葉でそのメッセージを語る姿等を積極的に発信していく。 地方自治体を対象とした会議の場で、認知症サポーターの養成について取組や、養成講座を修了した方が復習もかねて学習する機会を設け、かつ、より上級な講座の開催など、地域の実情に応じた取組を促す。 認知症施策についての行政説明などの機会に認知症サポーターの取組や、養成講座を修了した方が復習もかねて学習する機会の存在、より上級な講座の開催等の取組について周知を図る。 地域における認知症サポーターの活動事例について収集を行い、優良な活動事例を発表する。	ポスター等 会議 講演会等 認知症サポーター優良活動事例報告会	随時 4月～ 随時	平成29年度末までに全国で認知症サポーターの人数を800万人にする。 (平成27年12月末現在713万人)	

【老健局】

施策・制度：一億総活躍（介護離職ゼロ）

担当係：総務課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
平成27年11月26日 日の第3回一億総活躍国民会議にて取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策の施策」のうち、「介護と仕事の両立を希望する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制の充実」にて、「介護が必要になったときに速やかにサービスの利用ができるよう、国及び自治体において、介護保険制度の内容や手続きについて住民への周知徹底を図ること」としている。	介護離職の理由には、「仕事と介護の両立が難しい職場だった」、「自身の心身の健康状態が悪化した」というものがあるが、その中には「介護サービスの存在・内容を十分に知らなかった」という理由もあり、こうした状況を解消していくために介護に関する情報提供体制を整備していく必要がある。 こうした背景から、介護と仕事の両立を希望する家族の不安や悩みに応える相談機能の強化・支援体制を充実させるために、介護が必要になったときに速やかにサービスの利用ができるよう、国及び自治体において、介護保険制度や介護休業制度の内容や手続きについての住民の方々への周知拡大を推進していく。	国民全般、特に介護離職のリスクに直面する可能性のある現役世代	介護保険制度や育児・介護休業制度について、制度の概要をはじめ利用の仕方等の情報を周知する。 介護保険制度や育児・介護休業制度について報道媒体で採り上げ、制度の概要をはじめ利用の仕方等の情報を周知する。	ホームページ、Twitter TV・ラジオ番組、インターネット・新聞等での広告	通年 適時（ニッポン一億総活躍プランの公表直後等、関心を引くタイミングにあわせられると望ましい）	国民全般、特に介護離職のリスクに直面する可能性のある現役世代において、介護保険及び介護休業についての認知度が向上する。	

【保険局】

施策・制度：データヘルス事業の推進

担当係：保険局医療介護連携政策課データヘルス・医療費適正化対策推進室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
<p>医療保険者において、加入者の特性を踏まえた効果的かつ効率的な保健事業を開発することを目的として、レセプト、健診情報等を活用した保健事業（データヘルス事業）を推進する。</p> <p>その際、データヘルス事業の中で、平成27年7月に開催された日本健康会議と連携し、同会議の宣言の達成に向け、医療保険者や市町村等の先進的な取組の横展開を進める。</p>	<p>医療保険者や市町村等で日本健康会議の宣言に掲げられている事業が実施されるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業の実施状況を把握しその結果を公表 ●事業実施の参考となるよう先進事例をまとめて医療保険者や市町村等に周知、 ●事業実施に当たつてのノウハウや専門人材（民間事業者）の紹介を進める。 	医療保険者 市町村	<p>日本健康会議の宣言に掲げられる事業の実施状況について、全医療保険者に対して調査を実施し、その結果を公表</p> <p>当省ホームページや医療保険者向けのポータルサイトに、日本健康会議の宣言に掲げられる事業の先進事例を掲載する。</p> <p>日本健康会議の宣言に掲げられる事業の実施を推進するため、 ①事業実施に当たつてのガイドライン等の作成・公表、 ②健康・予防サービスを提供する民間事業者と医療保険者等のニーズのマッチングを行う「データヘルス・予防サービス見本市」を開催する。</p> <p>医療保険者等が集う会議等に積極的に参加し、データヘルス事業の意義や内容、進め方について分かりやすく解説する。</p>	<p>日本健康会議</p> <p>ホームページ ポータルサイト</p> <p>ホームページ 見本市等</p> <p>会議等</p>	<p>7月頃</p> <p>4月以降 順次</p> <p>4月以降 順次</p> <p>4月以降</p>	<p>日本健康会議の宣言に掲げられる事業の着実な推進を図る。</p>	<p>●日本健康会議の宣言（主なもの） * 2020年までの目標</p> <p>◇一般市民を対象とした予防・健康づくりのインセンティブを推進する自治体を800市町村以上</p> <p>◇かかりつけ医と連携した生活習慣病の重症化予防に取り組む自治体を800市町村以上</p> <p>◇健保組合等と連携して健康経営に取り組む企業を500社以上等</p>

【年金局】

施策・制度：年金制度の分かりやすい情報発信

担当係：総務課・関係各課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
年金制度に関する分かりやすい情報発信による、年金制度に対する理解・納得の促進	年金制度に対して国民の理解が得られるよう、制度の意義、基本的な仕組み、現状と課題等について広く周知する。	国民全般（特に若年層をはじめとするインターネット利用層）	厚生労働省ホームページにおいて、年金制度に関する分かりやすい情報発信を行うとともに、「年金制度のポイント」をホームページ上で公開する。 また、情報発信をより効果的に行うため、随時、厚労省Twitterを活用する。	ホームページ等	随時	厚労省ホームページ（年金・日本年金機構関係）へのアクセス件数の前年度実績を上回る。	
		報道関係者全般	年金制度について、十分な情報発信を行っていただけるよう、新聞・雑誌等メディアの種類を問わず、積極的に報道関係者の取材を受ける。	取材	随時	取材を受けた報道については、実際の紙面等を確認し、今後の情報発信に生かしていく。	
		報道関係者（新任記者または論説・解説委員）	報道関係者を通じた十分な情報発信に資するため、記者会に所属する新任記者向けに記者勉強会を定期的に開催する。 また、報道関係者との意見交換の場を設ける。（論説・解説委員懇談会など）	記者勉強会 論説・解説委員懇談会	随時	報道関係者の適切な理解・納得のもとに情報を発信していただく。	
	関係団体等との連携	社会保険労務士会等の外部団体からの講演依頼等を積極的に受けるなど、連携を密接に行い様々な形での広報がなされるよう取り組んでいく。	講演等	随時	関係団体等において、年金制度を適切に理解・納得いただく。		

<p>平成 26 年度に実施した公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業での制作物による若年者への国民年金制度の理解促進</p>	<p>平成 26 年度の公的年金の分かりやすい情報発信モデル事業で制作した教材（ワークシート・動画）を活用し、若年者にとって年金制度が身近に感じられるような講義を行う。</p>	<p>大学生・短大生・専門学校生</p>	<p>平成 26 年度に制作した若年層向けの国民年金制度の理解促進を図るための講義用のワークシート・動画を活用し、大学・短大・専門学校での出前講座を行う。</p>	<p>セミナー</p>	<p>随時</p>	<p>「公的年金は老後のためだけではなく、いざというときの死亡や障害のリスクもカバーしている」ことや、厚生年金等の年金制度についての理解を深め、各種手続や保険料納付に結びつける。</p>	<p>平成 27 年度より都内の大学等に依頼し、出前講座を実施（6 校）したところ。前年度を上回る実施を目指す。</p>
--	--	----------------------	---	-------------	-----------	---	--

【年金局】

施策・制度：被用者保険の適用拡大の円滑な推進（「130万円の壁」の縮小）

担当係：年金課・関係各課

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
被用者保険の適用拡大の円滑な推進に対する理解・納得の促進	被用者保険の適用拡大の円滑な推進に対して国民の理解が得られるよう、制度の意義、基本的な仕組み等について広く周知する。	国民全般（特に厚生年金に加入していない短時間労働者）	被用者保険の適用拡大について、社会保険制度の加入ルール、適用拡大の意義、適用拡大による将来の給付における効果に関する広報を実施する。	政府広報、広報誌、専門誌、ホームページ等	随時	短時間労働者の被用者保険への加入促進、所得・年金（将来的所得）の確保を図っていく。	キャリアアップ助成金については、職業安定局との連携に留意が必要
		適用事業所の事業主	被用者保険の適用拡大について、社会保険制度の加入ルール、適用拡大の意義・手続き、キャリアアップ助成金の制度・手続きに関する広報を実施する。	チラシ等	随時	事業主の適切な理解・納得のもと、短時間労働者の被用者保険適用の促進を図る。	
		被保険者及び事業主	連合、経営者団体、社会保険労務士会等の外部団体に協力を求め、被保険者及び事業主に対して適用拡大の意義、キャリアアップ助成金などについて広範に周知を図る。	チラシ	随時	関係団体等において、施策内容を適切に理解・納得いただく。	

【年金局】

施策・制度：「年金の日」をはじめとする「ねんきんネット」等による年金記録確認の推進

担当係：年金局事業企画課（年金事業運営推進室）

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
年金記録の確認や未統合記録の検索ができる「ねんきんネット」は、年金記録問題の再発防止や未解明記録の解明に資するところから、11月30日の「年金の日」をはじめとする様々な機会をとらえて、さらなる利用者の拡大を図るための周知等を行い、被保険者・受給権者ご自身による年金記録確認の推進を図る。	正確な年金記録の管理には、日本年金機構による適正な管理はもとより、国民一人一人に年金記録を確認していただき、なるべく早い時点で記録の「もれや誤り」を申し出ていただくことが重要であるが、ご自身による年金記録確認が十分に行われていない。また、なお残る持ち主不明の未統合記録2011万件の解明に向けて、引き続き、年金記録確認の働きかけが必要である。 「年金の日」の認知度を高め、「ねんきんネット」の利用を拡大し、ご自身による年金記録確認を推進する。	一般国民（被保険者、待機者、受給者等）	「年金の日」に向けて、「年金の日」や「ねんきんネット」の利用促進に関する広報を実施。	政府広報、広報誌、ホームページ、Twitter、インターネット広告、イベント等	10～11月	ご自身による年金記録確認の意識を向上し、年金記録の「もれや誤り」及び未統合記録を減少させる。	「国民お一人お一人、『ねんきんネット』等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らす日」として、平成26年から毎年11月30日(いいみらい)を「年金の日」とした。
			「年金の日」の賛同団体等の会員（銀行、生保、信金等）が行う年金相談会等において、「年金の日」や「ねんきんネット」の周知を実施。	ポスター・リーフレット・各団体等のホームページ等	11月（またはその前後）	「ねんきんネット」の利用者数を増加させる(年間の新規加入者数100万人を目指す)。	「ねんきんネット」の利用者は、平成27年12月現在約403万人
			市町村が各種の行事や講座又は窓口等において行う「年金の日」や「ねんきんネット」の周知を図る取組を支援する。	市町村広報誌、チラシ等 (市町村交付金)	11月（またはその前後）		

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度：社会保障・税の一体改革

担当係：社会保障担当参事官室

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考		
総合的な厚生労 働行政関係情報 の提供等	社会保障と税の一体 改革による社会保障 制度改革の意義や内 容を効果的に提供 し、国民の理解を深 める。	国民全般	一体改革に関する情報を効果的に 国民に提供するため、内閣府政府広 報室や財務省等と協働して広報展 開を行い、国民の理解を深める。	説明会等	随時	厚生労働省ホー ムページ（社会 保障関係）への アクセス件数が 前年度を超える。 〔平成 26 年度 122,166 件〕			
			厚生労働省ホームページを活用し、 より分かりやすい情報を提供する とともに、より使いやすい情報提供 環境を構築する。	ホームページ	適宜				
	教育現場（教 員、生徒等）		将来を担う世代の社会保障制度へ の理解を促進するために、「社会保 障の教育推進に関する検討会」にお いて作成した高校生向け教材を、文 部科学省と連携し全国の教育現場 等に周知を行う。長期的には学習指 導要領に反映させることも視野に 入れながら、継続的・全国的に社会 保障の教育が推進される環境づく りを図る。	説明会等	随時				
	市町村職員 等		市町村職員を対象としたセミナー を開催し、情報提供・意見交換を行 う。	市町村セミナ ー	年 10 回程 度				
	報道関係者		報道関係者（論説・解説委員等）と の意見交換の場を持ち、適切な情報 発信に資するとともに、取材等を通 した国民の声等を聴取する。	論説・解説委員 懇談会	随時				

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度：行政情報化の推進

担当係：情報政策担当参事官室 情報化推進係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
申請・届出等手続きの電子申請の利便性向上と利用促進	国が扱う申請・届出等手続きの電子申請について、より一層普及させる必要があるため、電子申請に関する利便性等を周知することで多くの国民に利用していただくこと。	社会保険労務士（全国社会保険労務士会連合会）等	電子申請の利便性の向上と利用の促進を図るため、社会保険労務士との定期協議等を開催する。	社会保険労務士との定期協議会	平成28年4月～平成29年3月	社会保険労務士等を対象としたアンケート調査に、今後の利用意向の設問を設け、「今後利用したい」という回答割合の増加を目指す。	
			社会保険労務士等を対象とした電子申請の利便性等に関するアンケート調査を実施する。	ホームページ（広報誌等でも周知）			
		事業主、企業の人事・総務担当者等	電子政府利用促進週間に合わせて、広報誌の活用、関係団体機関誌への記事掲載依頼、事業所訪問を行い、電子申請について利用の促進を図る。	ホームページ、厚労省人事労務マガジン、広報誌（月刊厚生労働）	平成28年11月		

【政策統括官（社会保障担当）】

施策・制度：厚生労働白書

担当係：政策評価官室 分析第一係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
厚生労働行政の年次報告及びその年ごとの厚生労働行政に関する政策課題を取りあげ、現状や施策の実施状況、将来の方向性・展望などについて取りまとめる。	多岐にわたる厚生労働行政の現状について広く伝えられない。 厚生労働行政の現状や今後の見通しなどを、わかりやすく国民に広く伝える。	国民全般	<p>1 意見交換機会の積極的な設定 ①関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受ける。 ②各種関係団体等に対して、作成した厚生労働白書を郵送。</p> <p>2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み 報道関係者との意見交換の場を持ち、適切な情報発信に資するとともに、取材対応を通じた国民の声等を聴取する。</p> <p>3 分かりやすい情報提供 ①ホームページに厚生労働白書の本文・概要をわかりやすく掲載 ②広報誌等を活用した情報提供 ③関係団体等からの各種講演・講義の依頼を積極的に受け、理解促進を図る。</p> <p>4 情報提供のための手法と技術の向上 ①全体を通じて記述内容が多岐にわたる中で、専門的な記述に陥ることのないよう、図表等を豊富に取り入れつつ、分かりやすく明確な記述を行う。 ②厚生労働白書に掲載した図表のデータ等をエクセル形式にてホームページに掲載することで、よりホームページの充実を図る。</p>	①随時 ②閣議日以降 隨時 厚生労働省ホームページ・各種広報誌など ①閣議日当日 ②閣議日以降 ③閣議日以降 ①随時 ②閣議日以降	厚生労働省ホームページに掲載されている厚生労働白書への発表後半年のアクセス件数を前年実績同等以上とする。 [平成 26 年度] 1,424,495 件 (平成 26 年 8 月 1 日～平成 27 年 3 月末日まで)		

【政策統括官（労働担当）】

施策・制度：労働政策関係情報の提供

担当係：労働政策担当参事官室調整第2係、政策第1係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働政策関係情 報の提供	提供する情報が労働 分野の多岐にわたる ため、利用者のニー ズに合わせた的確な 情報提供が課題。 厚生労働省における 各種制度や施策につ いて、部局横断的に 情報提供する。	一般国民（求 職者、労働 者）、事業主、 人事・労務担 当者	労働政策に係る制度または制度改 正等について、関係部局及び分かり やすい広報指導室と連携し、読み手 に分かりやすい内容の記事を登録 者に配信する（厚労省人事労務マガ ジン（メルマガ））。 また、メルマガの認知度を上げるた め、Twitterによる周知を実施する。	メールマガジ ン	随時	平成28年度末の メルマガ登録者 数 75,000 以上	
			基本的な労働法制度をまとめたハ ンドブック「知って役立つ労働法」 及びそれを基により分かりやすく 作成したハンドブック「これってあ り？ まんが 知って役立つ労働法 Q&A」を厚生労働省ホームページに 掲載し、情報の提供を行う。 また、大きな制度改正等の際にはそ の都度改訂を行う。	ホームページ	随時	ホームページア クセス件数（知 って役立つ労働 法及びまんが労 働法の合計）18 万件以上（年間）	

【政策統括官（労働担当）】

施策・制度：労働経済白書

担当係：労働政策担当参事官室分析第2係

重点施策の内容	広報上の課題と 目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
労働問題に関するテーマについて、統計的・計量的な分析を提供することにより、広く国民の理解を促進する。	多岐にわたる労働問題について、広く現状を周知する必要がある。 そこで、中長期的観点から中立的・客観的な分析を行い、結果を分かりやすく提供することで、労使コミュニケーションを円滑化とともに、広く国民の理解を促進する。	労使関係者をはじめとする労働問題に関心を持つ国民一般	<p>1 意見交換の機会の積極的な設定 労使関係団体や大学などで、積極的に講演などを行う。</p> <p>2 国民のニーズ、情報を共有する仕組み ① 白書を作成するに当たり、テーマ案や分析手法について労働経済学者などと意見交換を行う。 ② 報道関係者(論説・解説委員など)との意見交換の場を持ち、効果的な情報発信に努める。</p> <p>3 分かりやすい情報提供 ① 厚労省ホームページに白書の本文・要約版を掲載する。 ② 広報誌「厚生労働」や刊行物「Business Labor Trend」などに紹介記事を掲載する。 ③ 労使関係団体、地方自治体、学識経験者などへ白書を情報提供・送付する。 ④ 労使関係団体や大学などの講演や講義を積極的に行い、理解促進を図る。</p> <p>4 情報提供のための手法と技術の向上</p>	媒体 隨時 隨時 厚労省、広報誌など ①閣議日当日 ②～④閣議日以降 隨時	隨時 隨時 ①閣議日当日 ②～④閣議日以降 隨時	厚労省ホームページに掲載する労働経済白書への発表後半年のアクセス件数を前年版実績同等以上とする。 [平成27年版] 67,098件 (平成27年9月15日～平成28年3月14日まで)	

		<p>① 専門性の高い分析が多いため、分かりやすい、簡潔かつ明確な記述を行う。</p> <p>② 白書の全体版や図表のエクセル形式のバックデータ等を厚労省ホームページに掲載することで、利便性を高める。</p>			
--	--	--	--	--	--

【中央労働委員会事務局】

施策・制度：労働委員会制度

担当係：総務課文書広報係

重点施策の内容	広報上の課題と目指すべき方向性	広報の対象 (重点対象)	実施内容	媒体	実施時期	広報の成果目標	備考
国民の労働委員会制度に対する認知度を上げる。	労働委員会制度の国民における認知度及び概要の理解度向上させる。	労使	意見交換の機会の積極的な設定	セミナー	実施時期未定	ホームページアクセス数の前年度からの向上。	
			国民のニーズ、情報を共有する仕組み	ホームページ			
			分かりやすい情報提供 命令書交付の記者発表資料をホームページに掲載する	ホームページ	随時		
			情報提供のための手法と技術の向上	ホームページ			